



林亮太 作品展

明の転 帳に輝

あかり うつろい とぼり かがやき

「春色の流れ」(2016年)

日時 2月3日(土)～2月25日(日)
午前9時～午後5時

※金曜日は午後8時まで。2月5日(月)・13日(火)・19日(月)は休館日となります。

場所 郷土博物館 (入場無料)

色鉛筆のみで描かれた、写真以上のリアリティ感に溢れる林亮太氏の作品。一昨年2月に行われ好評を得た作品展に引き続き、「明の転 帳に輝」と題して今年も開催します。

林氏の鋭い観察力により描かれた綿密な表現は、見るものに驚きと感動を与えます。新たに描かれた清瀬の風景、前回展示できなかった作品や近作を一堂に集めますので、今回もぜひご覧ください。

問合せ 郷土博物館 ☎042・493・8585



▲「春色の煌めき」清瀬市金山緑地公園(2017年)

▲「早春の道」清瀬市中里(2017年)

林氏 からコメントが届きました

清瀬市は新興住宅地も増えてきたものの、まだまだ農地が混在して自然も多く残っています。私は埼玉県近くの東京都練馬区で幼少期を過ごしましたが、清瀬市には私の原風景が存在している感じが、大変親しみを覚えます。

そんな懐かしさを感じて中清戸の森を絵にしたのが最初のきっかけでしょう。以来、絵を描きたくなる風景に囲まれた清瀬市は、私にとってモチーフの宝庫となりました。

平成30年2月、2年振りに再び郷土博物館で個展開催となりました。私にとってライフワークでもある、清瀬市の風景画を中心に展示いたします。ぜひご覧ください。

皆様のご来場をお待ち申し上げます。
◎林亮太ホームページ http://www.ryota-hayashi.com

作品展が 関連事業

◆ギャラリートーク

作者本人による展示作品の見どころや解説を行います。

日時 2月10日(土)午後4時～5時

30分

場所 展示会場

※入場無料。直接会場へ。

◆ライブペインティング

デッサンから完成(予定)まで、実際の制作過程を間近でご覧いただけます。

日時 会期中、不定期で開催

場所 展示会場

※入場無料。直接会場へ。

社会福祉法人 上宮会 清瀬リハビリテーション病院
診療科目 内科、呼吸器科、消化器科、小児科、リハビリテーション科、歯科(総合リハビリテーション施設)
病床数 168床
診療受付時間 内科・小児科 曜日 月～金 時間 9:00～11:30 13:00～16:30 休日 火水木土 時間 9:00～11:40 13:00～16:30 林診 土日祝

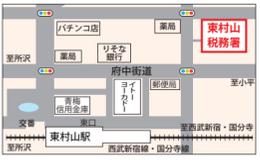
社会福祉法人 上宮会 特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 上宮園
特養 定員 100床
ショートステイ 定員 8床(他空床利用10床)
デイサービス 1日 25名
居宅介護支援事業所
施設・ショートステイ ☎042-493-6118 ☎042-494-1990 ☎042-491-3200
デイサービス ☎042-493-6118 ☎042-494-1990 ☎042-491-3200
居宅介護支援事業所 ☎042-493-6118 ☎042-494-1990 ☎042-491-3200

広告欄

新築そっくりさん リフォーム完成内覧会
1/27(土) 28(日) 10:00▶16:00
リフォーム内覧会場 東久留米市中央町5-1-7
◎築51年・延25坪のお宅が「新築そっくりさん」で蘇りました。
◎広縁により暗い和室2間が明るく広々としたLDKになりました。
◎狭く使いづらい洗面所・浴室が広く使いやすくなりました。
◎内装・外装全て一新し、新築そっくりさんに生まれ変わりました。
今後のリフォームの参考に是非お気軽にお越しください。
住友不動産の新築そっくりさん ☎190-0003 立川ビル3号館 2階 [立川]ショールーム併設
御相談、ご予約、資料請求はお電話で。 ホームページからもどうぞ! ☎0120-813-750 www.sokkuris.com

税 申告 の 関 連 情 報

所得税の申告は東村山税務署へ!
申告書作成会場は2月16日(金)から



◆所得税の確定申告はお早めに!
所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税の確定申告は、東村山税務署で受け付けています。
◆日曜窓口を開設
2月18日(日)に限り、確定申告書作成コーナーを開設します。
◆納税期限
所得税 2月16日(金) 3月15日(日)
消費税及び地方消費税 4月2日(月)まで
贈与税 2月1日(日) 3月15日(木)

◆東村山税務署所属の税理士が相談をお受けします
2月16日からの申告は例年以上の混雑が予想されます。この相談会場は清瀬駅から近く、市内の他の出張申告所よりも多く係員が配置されていますので、ぜひ無料相談をご利用ください。
◆持ち物チェック表
源泉徴収票
生命保険料控除証明書などの申告用提出書類
マイナンバー確認書類と本人確認書類
筆記用具・計算機・印鑑

国稅庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です!
国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用いただければ、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に正しく計算され、所得税及び復興特別所得税などの確定申告書や青色申告書などを作成することができます。
◆申告書にはマイナンバーの記載が必要ですが、マイナンバーを記載した申告書などを税務署へ提出する際には、税務署で本人確認を行います。本人確認にはマイナンバーが正しい番号であることの「番号確認」、提出する番号の正しい番号の「身元確認」の2つが必要となります。

CHECK! 医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成30年度(平成29年分)の申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」を作成し、添付することが必要となりました。
◆医療費控除の明細書の記載例
清瀬太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

Table showing medical expenses for Mr. Ryosei and Mrs. Hanako, including hospital visits and pharmacy purchases.

Table showing the breakdown of medical expenses for tax purposes, categorized by recipient and type of expense.

◆医療費控除
対象 施設サービス①介護老人保健施設や介護療養型医療施設の利用者の一部負担額・食費及び居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割または2割、食費及び居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額、居住サービス③訪問看護・訪問ヘルパーなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居室サービスに併せて同じ月利用した訪問介護などの利用者一部負担額、おむつ代④傷病により6か月以上寝たきり、医師の治療を受け、おむつを使用している方、医師が発行した「おむつ使用」証明書が必要。
◆障害者控除
対象 介護保険の要介護認定を受けた方が、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症の程度と認められる方
◆市・都民税申告・医療費控除について
課税課市民税係 ☎042・497・2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について 高齢支援課介護サービス係 ☎042・497・2080